



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名　日本精鉱株式会社  
代表者名　代表取締役社長　木嶋 正憲  
(コード番号 5729・東証第二部)  
問合せ先　取締役企画管理部長  
渡邊 理史  
(TEL 03-3235-0021)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 115 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランの有効期間は本年 6 月に開催予定の当社第 118 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方を検討してまいりました。

その結果、現プラン継続時の基本的な考え方およびその目的に変更がないことから、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件に、現プランを一部修正した上で継続することを本日開催の当社取締役会において決定いたしましたので、お知らせいたします。（今回の継続後のプランを、以下、「本プラン」といいます。）

本プランを継続するにあたり、買付者等出現時の手続きおよび発動に際して株主の皆様のご意思を確認する場合の手続きの明確化、および形式的な文言の修正を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

なお、当社監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員からは、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されております。

以上

## I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるべきものと考えております。従いまして、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、取引先、債権者等の利害関係者との関係を損ね、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは「環境と安全そして成長を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで安全な生活環境を作るために必要な物作りの一翼を担う」ことを基本理念としております。また、株主各位をはじめ、取引先、従業員、社会という全ての利害関係者から支持を得て、企業の経済的価値の向上とともに、社会的責任や環境保全の責務を果たすことが当社の企業価値を高める道と考えております。

当社グループは、以下のような諸施策を実行し、グループとしての企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

### 1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社グループは、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 ヶ年を活動期間とする中期経営計画を策定し、その中で「収益力を高め、成長戦略を推進する」ことを基本方針に掲げ、市場の開拓と拡販、技術力の向上、生産性の向上、人材の活性化を行うことで、グローバル競争に対処し、企業発展をめざしてまいります。

アンチモン事業においては、平成 25 年度に中国での販売会社設立を計画しており、グローバル化を進め、海外市場の開拓を行ってまいります。一方、国内の生産拠点では新技術や新製品の開発による事業基盤の拡充を図り、製造工程の改善によるコスト低減と生産効率の向上を行うことで、競争力をつけて、事業の拡大を行ってまいります。

金属粉末事業においては、平成 24 年 4 月に竣工したつくば工場の本格稼働を行い、稼働率を上げていくことを最優先とし、微細化技術といった製造技術の開発を行うことや製造工程の改善で省人化を図ることで、収益性の向上と事業基盤の強化を図ってまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンス体制の充実

企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題として捉え、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。また、経営判断にあたって日常的に弁護士等の法律専門家から意見を聴取するなど、法令遵守の観点

からチェックを受ける体制をとっております。

### 3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

利益配分に関する基本方針としましては、経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益配当は株主資本に対するコストであるとの認識に立ち、配当と内部留保のバランスがとれた利益配分を考えております。

具体的には、安定的に配当を行うことを基本方針として連結ベースでの配当性向について、25%前後を指標とし、更なる収益力の向上に努めてまいります。

### 4. 環境保全への取組み

環境保全に関しましては、アンチモン事業、金属粉末事業ともに環境マネジメントの国際規格である ISO14001 の認証を取得しており、その認証の維持活動を通じて、システムの充実を日々図り、また、アンチモン事業においては、当社製錬所は地元（兵庫県養父市）と環境保全対策協議会を組成し、合同で河川の水質検査を実施する他、環境保全に関する情報交換を積極的に行っております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの導入目的と必要性

近年、わが国の資本市場に見られる株式の大規模な買付行為の中には、企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、現在このような買付行為がなされる具体的な脅威に晒されているわけではありませんが、今後の株式市場の動向および企業再編に関連する法制度の整備あるいは手続きの簡素化により、今後当社にとっても大規模な買付行為が行われる可能性は否定できないものと思われます。

このような判断に立って当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、および株主の皆様のために大規模な買付行為を行う者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であると考えております。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模な買付等に係る提案を受けているわけではありません。ご参考までに、平成 25 年 3 月 31 日現在における当社大株主の株式保有状況は、別紙 4 「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。

### 2. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として導入さ

れるものです。当社は、本プランの内容を金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模な買付行為を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当該買付行為が手続きを遵守せず行われた場合、および当社の企業価値・株主共同の利益を損なう場合、対抗措置を発動することで大規模な買付行為を行う者に損害が発生することがあり得ることを事前に警告するものです。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、①当社社外監査役、②当社社外取締役または③社外有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を得るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員は、別紙2のとおりであります。

また、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるるものとします。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものと除く。かかる行為を以下「買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案するもの（以下「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

##### (b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下②について同じ。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出する。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載するものとする。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称および住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職氏名
- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載。）を含む。）

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(b)の「意向表明書」を提出した場合、買付者等は、以下の手順に従い、当社に対して、買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）を日本語で提出する。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」の提出日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に当初求める情報を記載した「情報リスト」を上記(b)(i)(ホ)の国内連絡先に発送し、買付者等はかかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出する。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から受領した情報では、買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等は、当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供するものとする。

なお、買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとする。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および略歴等を含む。）
- ② 買付等の目的（「意向表明書」において開示された目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および金額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含む。）

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいう。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

- ③ 買付等の対価の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含む。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑦ 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
- ⑧ 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策
- ⑪ その他取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示する。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」という。）するとともに、その旨を速やかに開示する。

なお、取締役会は、買付者等が本プランに定める手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、独立委員会の勧告を受けて、原則として、対抗措置の発動を行う。

#### (d) 取締役会による検討作業

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、買付等の評価の難易度等に応じて、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は 60 日間を超えない期間、その他の買付等の場合は 90 日間を超えない期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」という。）として設定し、速やかに開示する。取締役会検討期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとするが、延長の期間は最大 30 日間とする。なお、当社取締役会が取締役会検討期間を

延長した場合には、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、速やかに買付者等に通知すると共に情報開示を行う。

取締役会は、取締役会検討期間において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容を検討するものとする。当社取締役会はこれらの検討等を通じて、買付等に関する当社取締役会の意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示する。また、必要に応じて、当社取締役会は、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、また、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもある。

なお、買付者等は、取締役会検討期間が終了し、下記(f)のとおり当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うまで買付等を開始することはできないものとする。

(e) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会は、対抗措置の発動を相当と判断する場合でも、予め対抗措置の発動について株主意思の確認を得るべきと判断するときには、当社取締役会にその旨を勧告するものとする。

① 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告する。

② 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告する。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記(i)(ii)に記載の事由等により、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合がある。

(i) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- (ア) 株式等を買占め、その株式等につき当社および当社関係者に対して高値で買取を要求する行為
- (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による

株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(f) 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記 (e) に記載する独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議（下記(g)に記載する対抗措置の発動の停止を含む。）を行うものとする。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議する。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もある。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会検討期間はその時点を以て終了するものとする。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行う。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行う。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。なお、買付者等は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(g) 対抗措置の発動の停止

独立委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の発動の停止を当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

- ①当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合
- ②当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記 (e)
  - ② (i) (ii) に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではない場合

(2) 対抗措置の具体的な内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当て（概要については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照。）とする。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記 (1) (g) に記載の通り、対抗措置の発動の停止を決定することがある。例えば、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) (g)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した

基準日に係る権利落ち日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは本新株予約権の無償取得等の方法で、対抗措置の発動の停止を勧告することができるものとする。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、本定時株主総会終結時より平成 28 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正することができるものとする。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととする。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

## 4. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決議して

おります。従いまして、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られない場合には、本プランは導入されないものとし、現プランについても有効期間の満了により終了いたします。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様の意思に基づくことになっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(1)「本プランに係る手続」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 5. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見、さらには代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様との共同の利益に資するものであると

考えております。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものと想定しております。株主および投資家の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことがから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、上記3.(1)「本プランに係る手続」(g)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様に交付することができます。この場合、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法、および株式の交付方法等の詳細につき、本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、隨時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。  
なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の是非
  - (3) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (4) 本プランの廃止または変更
  - (5) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
  - (6) 対抗措置の発動にかかる株主意思確認の必要性
  - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6.に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - (2) 代替案の検討
  - (3) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - (4) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。

以上

独立委員会委員略歴

岡田 民雄 (おかだ たみお)

日本坩堝株式会社 取締役会長、当社社外監査役

[略歴]

昭和 35 年 4 月	日本坩堝株式会社 入社
平成 6 年 2 月	同社 監査役
平成 7 年 2 月	同社 専務取締役
平成 7 年 6 月	同社 代表取締役副社長
平成 8 年 2 月	同社 代表取締役社長
平成 15 年 6 月	当社 監査役 (現)
平成 19 年 6 月	日本坩堝株式会社 代表取締役会長
平成 24 年 6 月	同社 取締役会長 (現)

梶原 俊久 (かじわら としひさ)

ティカ株式会社 社外監査役

[略歴]

昭和 35 年 4 月	日商株式会社 入社
平成 4 年 6 月	日商岩井株式会社 取締役
平成 9 年 6 月	同社 専務取締役
平成 11 年 6 月	日商岩井ケミカル株式会社 代表取締役会長
平成 18 年 6 月	ティカ株式会社 監査役 (現)

内藤 平 (ないとう たいら)

弁護士 (みづき総合法律事務所 共同代表)

[略歴]

昭和 51 年 4 月	凸版印刷株式会社 入社
平成 元年 4 月	弁護士登録 (東京弁護士会)
平成 2 年 10 月	日商岩井株式会社 入社
平成 9 年 2 月	みづき総合法律事務所 開設 (現)

上記 3 氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以上

## 新株予約権無償割当の要項

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当をします。

## 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとする。以下本注において同じ。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以上

---

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいう。）をいう。

## 別紙4

## 当社大株主の株式保有状況

大株主の状況（平成25年3月31日現在）

氏名又は名称	住 所	持 株 数	出 資 比 率
		千株	%
福田金属箔粉工業株式会社	京都府京都市山科区西野山中臣町20	1,804	14.76
双日株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	660	5.40
太陽鉱工株式会社	兵庫県神戸市中央区磯辺通1丁目1-39	594	4.86
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-3	397	3.25
親和物産株式会社	東京都港区西新橋1丁目14-2	286	2.34
矢地節子	富山県氷見市	204	1.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	193	1.58
竹上雄輔	千葉県流山市	150	1.23
丹田相	東京都板橋区	150	1.23
日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷2丁目20-5	122	1.00
合 計		4,560	37.32

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資比率は、自己株式数(811,306株)を控除して算出しております。

以上